

承認工事及び承認維持事務要綱の一部を改正する要綱

承認工事及び承認維持事務要綱（平成9年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p><u>（申請書）</u></p> <p>第3条 （略）</p> <p>（審査基準）</p> <p>第6条 前条に規定する承認工事の技術適合性の審査は、次に掲げる事項等について、申請図等の調査及び現地調査等により行うものとする。</p> <p>(1) 公共下水道として<u>武蔵野市排水設備要綱（平成13年4月1日施行）第6章に定める公共下水道施設技術基準及び東京都下水道局長が定める土木工事標準仕様書（別表においてそれぞれ「技術基準」及び「標準仕様書」という。）に基づいて適正に設計されていること。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p><u>（承認工事に係る手続）</u></p> <p>第3条 （略）</p> <p>（審査基準）</p> <p>第6条 前条に規定する承認工事の技術適合性の審査は、次に掲げる事項等について、申請図等の調査及び現地調査等により行うものとする。</p> <p>(1) 公共下水道として<u>武蔵野市公共下水道の施設に関する技術基準及び東京都下水道局長が定める土木工事標準仕様書（別表においてそれぞれ「技術基準」及び「標準仕様書」という。）に基づいて適正に設計されていること。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>見出しの改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>（条件）</p> <p>第7条 （略）</p>	<p><u>（承認の条件）</u></p> <p>第7条 （略）</p>	<p>字句の追加</p>

<p>別表（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 公共下水道施設工事の 施工にあたっては、<u>法その 他の関係法令を遵守 し、次に掲げる図書類に 基づいて行うこと。</u></p> <p>2 から12まで （略）</p> </div> <p><u>第2号様式</u> （別添1のとおり）</p>	<p>別表（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 公共下水道施設工事の 施工にあたっては、<u>法、 武蔵野市公共下水道の施 設に関する技術基準その 他関係法令を遵守し、次 に掲げる図書類に<u>基づく</u> こと。</u></p> <p>2 から12まで （略）</p> </div> <p><u>第2号様式</u> （別添2のとおり）</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>様式の改正</p>
--	--	--

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。